

青森県報

第九百八十九号

令和七年
十一月七日
(金曜日)

目次

告 示

○医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業業務委託の支出に
関する事務の委託……………
(健康医療
福祉政策課 ……一

○児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………
(障
祉がい ……一

公 告

○知事管理漁獲可能量の変更の公表……………
(水産振興課 ……二

出 先 機 関

○土地改良区の定款変更の認可……………
(西北農林
水産事務所 ……二

○右 同……………
(同) ……二

告 示

青森県告示第五百六十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定によ
り次のとおり指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託したので、同条第
二項の規定により告示する。

令和七年十一月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地、指定年月日並びに委託
年月日

名 称	住所又は事務所の所在地	指 定 年 月 日	委 託 年 月 日
医療・福祉施設等物価 高騰対策支援金事務局	青森市新町二丁目二の四 青森 新町二丁目ビルディング九階	令和 七・二・七	令和 七・二・七

二 委託した支出に関する事務に係る歳出

医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業業務委託の支出に関する事務

三 委託期間

令和七年十一月七日から令和八年三月三十一日まで

青森県告示第五百六十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定に
より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五
の二十五第一号の規定により公示する。

令和七年十一月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害児通所支援事業者		障害児通所支援事業を 行う事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法 会弘前草右 町九五の二	弘前市大字北横	児童発達 支援 弘前草右会 児童発達支 援事業所お ひさま	弘前市大字藤代 三丁目一六の二	令和 七・二・一

公 告

知事管理漁獲可能量の変更の公表

知事管理漁獲可能量（令和七年六月十一日公表）の一部を次のとおり変更したので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第五項において準用する同条第四項の規定により公表する。

令和七年十一月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量のうち、次に掲げる特定水産資源に関するものは、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県くろまぐろ（小型魚）漁業	350.4トン

第2 くろまぐろ（大型魚）

知 事 管 理 区 分	知 事 管 理 漁 獲 可 能 量
青森県くろまぐろ（大型魚）漁業	780.2トン

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、廻堰大溜池土地改良区の定款の変更を令和七年十月十六日認可したので、同条第三項の規

定により公告する。

令和七年十一月七日

青森県西北農林水産事務所長 豊 澤 順 造

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、砂沢溜池土地改良区の定款の変更を令和七年十月十六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年十一月七日

青森県西北農林水産事務所長 豊 澤 順 造

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十一円七十銭